

京都市監査事務局長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年2月10日

京都市監査委員 田 中 明 秀

同 中 野 洋 一

同 鶴 谷 隆

同 河原林 温 朗

京都市監査委員規程第2号

京都市監査事務局長等専決規程の一部を改正する規程

京都市監査事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(次長専決事項) 第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 臨時的任用職員に関する事 こと。 (6)～(9) (略)	(次長専決事項) 第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>会計年度任用職員及び</u> 臨時的任用職員に関する事 こと。 (6)～(9) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(監査事務局)